

問 適用事業報告、36協
定や1年単位の変形労働
時間制に関する協定など
は、それぞれの事業場ご
とに締結し、届け出なけ
ればならないとされてい
ますが、例えば、支店か



ら数キロ離れた(支店の
管理下の)出張所を新規
に開設した場合において
平社員2人・パート労働
者3人しか配置していな
いような場合でも、支店
のほか出張所においても
届け出が必要ですか。

答 労働基準法などの適
用単位としては、事業ま
たは事務所(以下「事
業」といいます)である
か否かで判断します。

事業とは、工場、鉱山、
事務所、店舗などのよう
に一定の場所において、
相関連する組織のもとに
業として継続的に行われ
る作業の一体をいうので
あって、必ずしも経営上

支店の管理下に出張所も 事業場の届け出が必要か

一体をなす支店、工場等
を総合した全事業を指称
するものではありません。
一の事業であるか否か
については、主として場
所的観念によつて決定す
べきものとされており、
同一の場所にあるものは
原則として分割すること
なく一個の事業とし、場
所的に分散しているもの
は原則として別個の事業
とすることになります。

しかし、同一場所にあ
つても、労働の態様を異
にする部門が存する場合
で、その部門が主たる部
門との関連において、従
事労働者、労務管理等が
明確に区別され、かつ、
主たる部門と切り離すこ
とによつて労働基準法が
より適切に運用できる場
合には、その部門を一の
独立の事業とすることに

なります。例えば、工場
内の診療所、食堂などの
場合はこれに該当します。
なお、個々の労働者の
業務による分割は認めな
いこととされています。
場所的に分散している
ものであつても、出張所、
支所等で規模が著しく小
さく、組織的関連ないし
事務能力等を勘案して一
の事業という程度の独立
性がないものについては、

直近上位の機構と一括し
て一の事業として取り扱
うこととなります。例え
ば、新聞社の通信部のよ
うなものはこれに該当し
ます。

設問では、場所的に分
散しており、かつ、規模
が著しく小さい出張所を
開設したとのことです。が、
この場合、組織的関連な
いし事務能力等を勘案し
て一の事業という程度に
独立性がないものと考え
られるため、直近上位の
事業場(支店)と一括し
て一の事業として取り扱
うこととなります。

なお、労働基準法第1
06条により、36協定や

1年単位の変形労働時間
制に関する協定などにつ
いての周知義務がありま
すので、常時各作業場の
見やすい場所に掲示・備
え付けるなどの方法によ
り、労働者に周知を図る
必要があります。

最近では、社内LAN上
に掲示し、パソコンで常
時閲覧できるようにして
いる事業場が増えていま
す。

個別判断などで疑義が
生じた場合には、所轄勞
働基準監督署の窓口でご
相談ください。

労働〇×クイズ

18

問 扶養家族の人数に関係なく

一律で家族手当を支払ってい
る場合、その家族手当は割増

賃金の計算の基礎に入れなければならない。

答えと解説は21ページをご覧ください。

